

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
 - ① 普通預金（無利息型普通預金を含みます。以下同じです。）
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金及び変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
 - ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
ただし、第3号のお取引については、未成年者の方及び家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された方はご利用いただけません。未成年者の方が成人された後、第3号のお取引を希望される場合は、お客様ご本人から当金庫へお申し出が必要です。また、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された方が審判の取消を受けた後、第3号のお取引を希望される場合も同様です。当座貸越のみの停止を希望されるお客様については、当座貸越の利用のみ停止させていただく場合がございます。
- (2) この取引をご利用いただけるお客様は、日本国内に居住する個人に限らせていただきます。また、総合口座はお一人様一口座のみのご利用とさせていただきます。
- (3) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (4) 第1項第1号及び第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取り扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れ又は払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）及び変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約又は書替継続は当店のみで取り扱います。

3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申し出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申し出てください。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻し又は定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。
- (2) 前項における普通預金の払戻し又は定期預金の解約、書替継続手続に加え、普通預金の払戻

しを受けること又は定期預金の解約、書替継続手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは普通預金の払戻し又は定期預金の解約、書替継続の手続を行いません。

- (3) 前2項にかかわらず、第1条第1項第1号及び第2号の預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じです。）による払戻請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。
- (4) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (5) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合にその総額が払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金（ただし、無利息型普通預金を除きます。）の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ普通預金に組み入れます。その際、1円未満の端数は切り捨てます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組み入れる場合及び中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受け取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求又は各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸し出し、普通預金へ入金の上で払戻し又は自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（千円未満は切り捨てます。）又は200万円（注）のうちいずれか少ない金額とします。

（注） 旧北海信用金庫又は旧小樽信用金庫で開設した口座は、1,000万円です。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受け入れ又は振り込まれた資金（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は、貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引の定期預金には、その合計額について223万円（注）を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

（注） 旧北海信用金庫又は旧小樽信用金庫で開設した口座は、1,112万円です。

(2) この取引に定期預金があるときは、第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。

なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約又は（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額又は（仮）差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 前号の場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額をお支払ください。

8. (貸越金利息等)

(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引き落とし、又は貸越元金に組み入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとに、その「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率

B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金(M型)ごとに、その約定利率に年0.5%を加えた利率

C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとに、その約定利率に年0.5%を加えた利率

D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとに、その約定利率に年0.5%を加えた利率

② 前号の組入れにより極度額を超える場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額をお支払ください。

③ この取引の定期預金全額の解約により、定期預金のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時にお支払ください。

(2) 貸越利率は、金融情勢により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

(3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.6%（年365日計算）とします。

9. (即時支払)

(1) 次の各号のいずれかにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらをお支払ください。

① 支払いの停止又は破産、民事再生手続開始の申立があったとき。

② 相続の開始があったとき。

③ 第8条第1項第2号により極度額を超えたまま6か月を経過したとき。

④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき。

(2) 次の各号のいずれかにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらをお支払ください。

① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき。

- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

10. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳及び届出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらをお支払いください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。
- (2) 前項にかかわらず、第1条第1項第1号及び第2号の預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意による解約請求でなければ解約できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。
- (3) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止し、又は貸越取引を解約できるものとします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所に宛てて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② 流動性預金共通規定第10条（譲渡・質入れ等の禁止）第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項又は流動性預金共通規定第13条（取引の制限等）第1項及び第2項にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 流動性預金共通規定第13条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合
 - ⑦ 第1号から第5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (5) 前2項のほか、次の各号のいずれかに該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

また、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらをお支払いください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約によって当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、又は次のいずれ

かに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③ 預金者が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

1 1. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取り扱うことができるものとします。
- ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知及び所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払い戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前号により、なお残りの債務がある場合には、直ちにお支払いください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息及び損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

1 2. (流動性預金共通規定等の適用)

この預金には、本規定のほか、流動性預金共通規定（普通預金（無利息型普通預金を含みます。）・総合口座取引・貯蓄預金・納税準備預金）、各種定期預金共通規定、期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）、自由金利型定期預金規定（大口定期預金）、自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）、変動金利定期預金規定及び自動継続変動金利定期預金規定を適用するものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)